

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班
 〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
 電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090
 E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp
 URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

新年、明けましておめでとうございます。
 本年も、安全で住み良いまちづくりに取り組んで参りますので、よろしくお願ひします。

-
- 東日本大震災に係る建築確認申請等手数料の減免期間延長について
 - 「わが家は地震に大丈夫？」※木造住宅の耐震診断・耐震改修について
-

○東日本大震災に係る建築確認申請等手数料の減免期間延長について

宮城県では、被災された建築物（住宅等）を復旧する際、災害のあった日から3年間は建築確認等の申請に伴う申請手数料を減免しているところですが、東日本大震災に係る復興状況を鑑み、減免期間を延長することにいたしました。

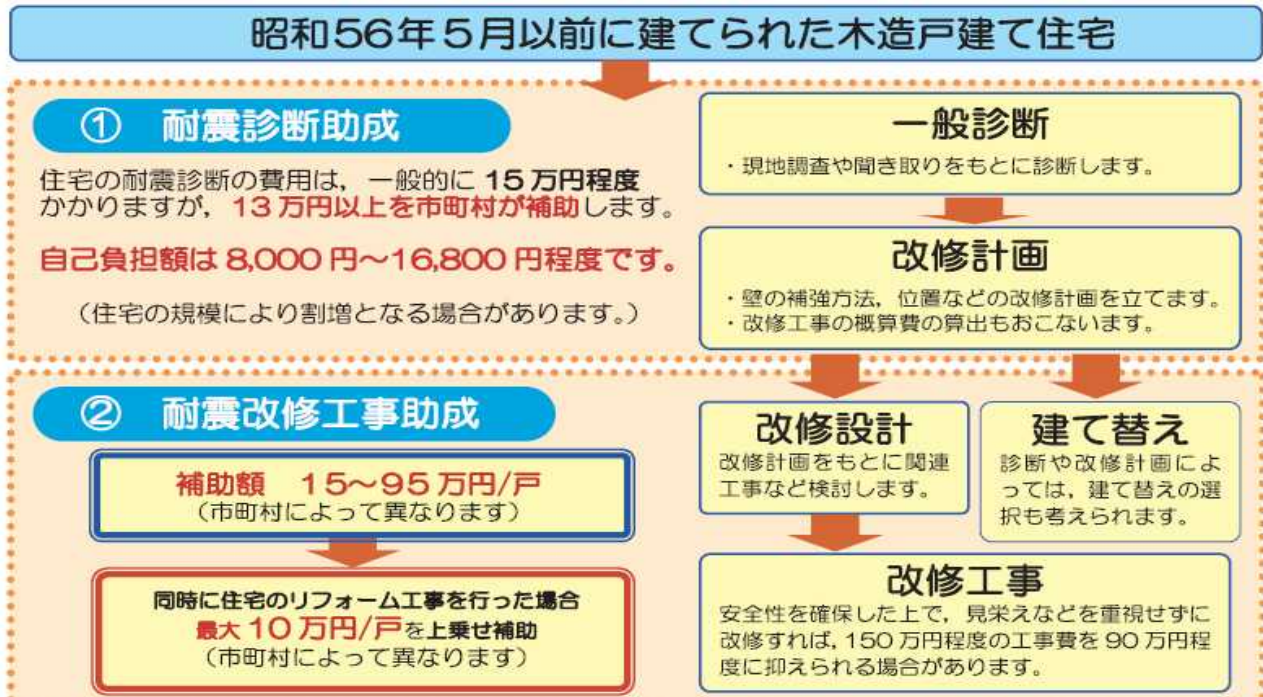
- 1 対象手数料
 - (1) 確認申請等手数料
 - (2) 完了検査申請等手数料
 - (3) 中間検査申請等手数料
 - (4) 建築許可等の手数料
 ※構造計算適合性判定審査手数料や長期優良住宅等認定申請手数料等は減免の対象とはなりません。
- 2 減免措置の延長期間
 - (1) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）：平成27年3月31日まで
 - (2) その他の災害：災害のあった日から3年間。
- 3 減免措置の内容

対象建築物等の状況	減免の割合
当該災害により滅失した住宅に代わるものとして知事が認める住宅を新築し、又は改築するとき。	10割 (全額免除)
当該災害により破損した住宅について新築、改築、増築、移転又は大規模の修繕(以下「新築等」という。)をする場合であって知事が認めるとき。	7割5分 (3/4減免)
当該災害により滅失した建築物等(住宅を除く。)に代わるものとして知事が認める建築物等を新築し、若しくは改築するとき、又は当該災害により破損した建築物等について新築等をする場合であって知事が認めるとき。	5割 (1/2減免)

※『滅失』：り災証明書等で【全壊】判定を受けた建築物等のこと。
 『破損』：り災証明書等で【全壊】以外の判定を受けた建築物等のこと。
 ※手数料の減免を受ける場合、建築確認等を申請する際に『減免申請書』と『り災証明書等』(原本)を添付していただく必要があります。
 ただし、当該減免申請書を複数回提出する場合、二回目以降は『減免申請書』に『り災証明書等』の写しの添付で足りす。
 減免申請書の様式は、宮城県建築宅地課ホームページからダウンロードできます。
 ※仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市及び指定確認検査機関(民間の確認検査機関)については、それぞれの機関の方へお問い合わせください。

○「わが家は地震に大丈夫？」※木造住宅の耐震診断・耐震改修について

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修には補助金が出ます



※申し込み等については、お住まいの市町村の建築担当窓口へお問い合わせください。
※市町村によっては、建て替えでも耐震改修工事助成が受けられます。

耐震補強の種類や工事費のめやすです

補強の種類	壁の補強	壁の新設	基礎の補強
補強の内容	既存壁に合板貼(片面) 	合板貼の壁を新設(片面) 	鉄筋コンクリート基礎の打ち増し
工事費の目安(税込み)	幅91cm(3尺)の壁 4.5～6万円	幅91cm(3尺)の壁 7～9万円	2～3万円/m
備考	既存内装撤去・再仕上げ含む	関連する既存撤去・仕上げ含む	関連する内装工事費等含まず
補強の種類	屋根の軽量化		腐食部分の改良
補強の内容	瓦葺きなどの重い屋根を鉄板葺きなどの軽い屋根に替えるも有効 		土台、柱の腐食部分の取り替え
工事費の目安(税込み)	8,500～13,000円/m²		状況による
備考	撤去費用を含み、足場費用を含まず		

税制上の優遇措置があります（所得税・固定資産税）

(1) 所得税の控除 [平成 29 年 12 月 31 日まで]

個人が、下記対象要件に合う工事で、旧耐震基準により建築された既存住宅の耐震改修を行ったときは、税制優遇が受けられます。

《平成 26 年 3 月 31 日まで耐震改修を行った場合》

住宅耐震改修に要した費用の額と住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額いずれかの少ない金額（200 万円を上限）の 10%相当額を所得税額から控除することができます。

《平成 26 年 4 月 1 日以降に耐震改修を行った場合》

住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（上限：工事費に課税される消費税率が新税率（8又は10%）の場合に限り、250万円。現行の消費税率（5%）が適用される場合は平成26年4月以降入居であっても200万円）の10%相当額を所得税額から控除することができます。

■対象要件（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。）

建物用途	特別控除の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること
建築時期	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること
改修内容	現行建築基準法の耐震関係規定に適合しない住宅を、当該規定またはこれに準ずる基準に適合させるために行う耐震改修工事であること
改修時期	平成 21 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に実施した改修工事であること

※ 申告の手続きや控除額に関しては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(2) 固定資産税の減額 [平成 27 年 12 月 31 日まで]

下記の耐震改修工事を行った場合に、その住宅に係る固定資産税の税額が以下のとおり減額されます。

耐震改修工事の完了時期	減額期間
平成 25 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日	翌年度から 1 年間

■対象要件等（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。）

建物用途	居住用家屋であること
当初建築時期	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること
改修内容	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること。耐震改修に係る費用が 50 万円以上であること。（平成 25 年 3 月 31 日まで契約した工事については 30 万円以上）
減額される税額の割合	その住宅に係る固定資産税（120 m ² 相当部分まで）の 2 分の 1

※上記に該当する住宅であることの証明書の発行を受け、耐震改修工事後3ヶ月以内に住所所在地の市町村へ申告してください。証明書の発行については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

建築士が無料で相談に応じます

皆さんが日ごろ疑問に思っている耐震診断や改修工事について、無料の相談所を開設しています。

相談場所	一般社団法人宮城県建築士事務所協会 電話 022-223-7330
受付時間等	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時まで

耐震診断・耐震改修された方々の声（宮城県建築物等地震対策推進協議会アンケートより）

（1）耐震診断・改修助成を受けた方々の自由意見



自宅の被害状況をフリの目で調べていただき安心しました。

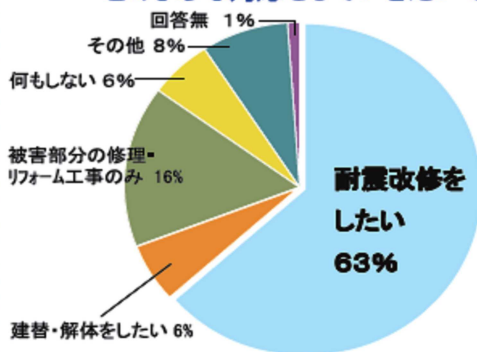


耐震改修工事完了直後に地震が来たので改修していてよかった。

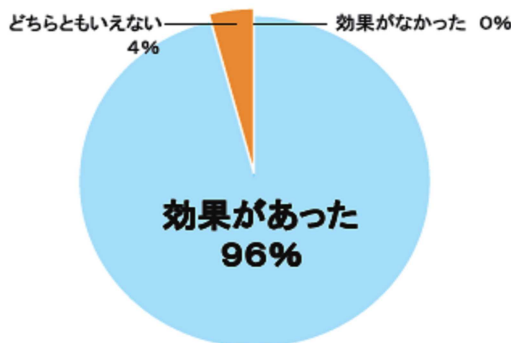


細かいところまでみていただき、結果を聞いて安心しました。今のところ、部分的な改修工事で済みそうです。

（2）耐震診断の結果を受けて将来的にどのような対応をしていきたいですか？



（3）耐震改修した効果はありましたか？



※アンケートの対象者は、市町村が行っている耐震診断助成事業および耐震改修工事助成事業を受けた方です。また、アンケートは平成23年度に宮城県建築物等地震対策推進協議会が行ったものです。

お問い合わせ先

助成の申込みなど	お住まいの市町村の建築担当窓口（県 HP に掲載しています。） http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/taishinshicyouson.html	
耐震診断の進め方 耐震改修の施工方法 など	一般社団法人宮城県建築士会 電話 022-298-8037	仙台市宮城野区鉄砲町 93 http://kenchikushikai.net/
	一般社団法人宮城県建築士事務所協会 電話 022-223-7330	仙台市青葉区上杉二丁目 2-40 http://www.miyajikyo.com
県が推進する住宅の 震災対策について	宮城県土木部建築宅地課企画調査班 電話 022-211-3245	http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/soshiki/kentaku/ 仙台市青葉区本町三丁目 8-1

～ お知らせ ～

[大河原土木事務所建築班のホームページ](#)をご覧ください。
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索